

## 議案第14号

### 守口市障害者・高齢者交流会館条例の一部を改正する条例案

守口市障害者・高齢者交流会館条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成26年2月24日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市障害者・高齢者交流会館条例の一部を改正する条例

守口市障害者・高齢者交流会館条例（平成5年守口市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による許可を受けたものは、別表に定める区分に従い、使用料を前納しなければならない。

第15条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

（使用料の還付）

**第14条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

**第15条** 市長は、公用に供するとき、公益を目的として使用するとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

附則の次に次の別表を加える。

**別表**（第13条関係）

使用時間 区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	冷暖房使用期間の加算料金 1時間につき
会議室1	950円	1,370円	1,710円	2,050円	2,740円	3,420円	130円
会議室2	880円	1,260円	1,570円	1,890円	2,520円	3,150円	120円
和室	580円	840円	1,050円	1,260円	1,680円	2,100円	80円

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の守口市障害者・高齢者交流会館条例第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第1項の規定による許可の申請をした場合について適用する。